

「農地を守り！次世代に引き継ぐお手伝いをします！」

農地中間管理機構だより



随時発行

発行者：農地中間管理機構(公益社団法人宮崎県農業振興公社)

◆ 第9号内容

- 1 平成27年度の農地中間管理事業の推進について
- 2 農用地等の借受希望者の募集(公募)方法の変更について
- 3 農地中間管理事業審査会(4月)について
- 4 農地中間管理機構地域駐在員の配置について



1 平成27年度の農地中間管理事業の推進について

農地中間管理事業への取組につきましては、農業者・法人の皆様、関係機関・団体等のご様の多大なる御理解・御協力を賜り、心より感謝申し上げます。

昨年度は、各市町村でモデル地区を選定し、事業推進を図った結果、借受面積374ha、借受戸数(延べ)約330戸において農地の利用集積が進められました。本格実施となる本年度は、県全体で3,000haと高い目標面積を掲げ、更なる事業推進に努めて参ります。

特に、当機構では、本年度は事業推進への加速度を高めるため、関係機関との一層の連携強化や支庁・振興局ごとの地域駐在員配置など体制を強化・拡充し、制度の周知徹底や地域との情報共有化を図るとともに、公募方法の見直しや農地賃貸借管理システムの稼働など、効率的な業務執行に向けて積極的に取り組んで参ります。

意欲ある農業者・法人の皆様が、地域・産地の核となる経営力の高い担い手に進化していくためには、さらなる規模拡大や農地の面的集積を促進、生産力や販売力を高めて経営を発展させていく必要があります。関係機関・団体の皆様と一体となり、担い手支援に努めて参ります。

農地は、農家や地域にとって先代が築いてきた大切な宝であり、確実に後代に引き継ぐことが、今に生きる私たちの責務であります。その貴重な農地を効果的に活用して、小規模な個別経営体が過半を占める生産構造から、効率的で安定的な経営体が農業生産の相当部分を担う生産構造へ転換させる手段のひとつが、農地中間管理事業であろうと考えます。

農業振興公社も農地中間管理機構として2年目を迎え、「農地中間管理事業の推進に関する基本方針」に掲げた'みやざき農業の自立と発展に向けた力強い生産構造への転換'という目標に向け、与えられた使命を果たしていく所存でありますので、本年度も引き続き皆様の御協力をよろしくお願い申し上げます。

公益社団法人宮崎県農業振興公社 理事長 宮脇 和寛

2 農用地等の借受希望者の募集(公募)方法の変更について

農地中間管理事業は、リタイア農家等から農地を農地中間管理機構(以下「機構」という。)が借り受け、面的にまとめた農地を担い手等に貸し出す仕組みですが、機構から農地を借り受ける場合は機構の公募に応募し、公表されることが条件となっています。

平成26年度の公募は、機構が時期を設定し3回(7月、9月、12月)行いましたが、公募期間を過ぎてマッチングが整った借受希望者との権利設定が次回公募までできないことから、この対応策について要望が出されました。これを受け、27年度からは1年間を通して応募ができる仕組みに変更することになりました。

(1) 公募区域

- ・公募する区域は、市町村全域での公募を基本としますが、市町村内を旧市町村単位や数地区に分割しての区域設定、重点実施のみでも公募できるものとします。

(2) 開始時期

- ・27年度の公募期間は、5月に第1回公募を行った後、7月から年間を通して設定できるものとします。また、開始時期は市町村の意向により決定できることとしています。

＜平成27年度公募スケジュール＞

作業項目		手続き	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
機構	①公募区域の照会	機構→市町村													
	②公募の実施	機構	第1回公募			第2回公募									
	③応募者のとりまとめ	市町村→機構					毎月末ごとに応募者をシステムに入力(翌月の10日を期限)								
	④応募者の公表	機構					毎月ごとに応募者を公表(翌月の中旬)								

※詳細な手続き等については、公社にお問い合わせください。

3 農地中間管理事業審査会（4月）について

4月22日（木）に平成27年度初となる農地中間管理事業審査会（以下「審査会」という）を開催しました。今回の審査会では、**重点実施地区**での追加の権利設定や新たな権利設定並びにリタイアされる農業者や隣接する農地を機構に貸し出される方の農地を対象として審査を行いました。重点実施地区では、地域集積協力金の交付単価が高い27年末に向けて地域での話し合いがまとまった農地を順次権利設定を行うこととしております。

4月に入り、重点実施地区での地元説明会や権利設定の動きが各地域で始まりました。地域集積協力金の上限単価の交付を受けるには12月末までの権利設定が必須条件となりますので、引き続き事業の推進をお願いします。

【農地中間管理権取得等の審査地区】

◆吉野方地区（日南市）	【地区面積	73.0ha	
・機構が借り受けて貸し付ける農地面積	66.7ha	（今回追加0.1ha）	
・ 農地集積率 活用前	41.2%	→	活用後 66.7%
◆沖水地区（都城市）	【地区面積	— ha	
・機構が借り受けて貸し付ける農地面積	14.8ha		
◆上大河平地区（えびの市）	【地区面積	— ha	
・機構が借り受けて貸し付ける農地面積	1.4ha		
◆南正明寺地区（えびの市）	【地区面積	— ha	
・機構が借り受けて貸し付ける農地面積	1.2ha		
◆離農する農業者及び隣接する農地を貸し付ける農業者等（都城市・えびの市の6名）			
・機構が借り受けて貸し付ける農地面積	2.4ha		
			4月合計面積 19.9ha

4 農地中間管理機構地域駐在員の配置について

農地中間管理事業の円滑な推進を図るため、平成27年4月1日より県出先事務所に農地中間管理機構地域駐在員7名をそれぞれ配置（中部地区は公社に配置）し、事業推進における市町村段階でのきめ細かな支援を行うこととしております。

<地域駐在員の担当業務>

- ①農地中間管理事業に関する事業啓発及び事業推進
- ②各地域における関係機関の連携・調整及び指導
- ③各地域における農地に関する情報等の収集
（認定農業者・集落営農法人・農業法人・土地改良区等）
- ④県主催の担当者会議や各市町村の農地中間管理事業推進チーム会議等への出席
- ⑤各地域での地元説明会等への参加
- ⑥各地域における権利設定等の業務支援
- ⑦農用地等の借受希望者のフォローアップ（マッチングに向けたニーズ等の把握）
- ⑧その他農地中間管理事業の事業推進に関する事項

地域駐在員は、事業推進に必要な業務に関する知識習得に日々努力し、少しでも早く各地域担当者の支援ができるよう頑張っておりますので、今後とも御指導・御協力をお願いします。



H27.4.2-3 事業概要及び関係法令等についての研修会を実施



H27.4.16 業務報告会と併せて研修会を実施

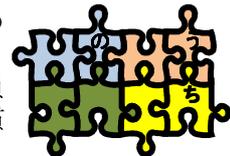


<農地第一課より>

4月の定期異動により、農地中間管理事業を担当する市町村、農業委員会等の職員の方にも異動があったようです。本年度は事業実施2年目の本格実施の年ということもあり、農地の集積を中心に行う新しい担当課の設置や担当職員を増員した市町村も見受けられます。新任の担当の方には、少しでも早く職場環境に慣れていただき、事業推進に御協力いただきたいと思っております。

公社でも体制強化が図られ、農地第一課が9名から16名（地域駐在員7名含む）に増員され、また農地第二課にも、機構が預かった農地の整備や保安全管理を行う整備担当部署が設置されました。

平成27年度も皆様方の御協力を賜りながら事業推進に邁進してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。（事業担当）



農地中間管理機構だよりに関するご意見・ご要望は下記までお願いします。

公益社団法人 宮崎県農業振興公社 農地第一課 電話 0985-51-2011

メール mk-kosha@tulip.ocn.ne.jp